

浜松市規則第 23 号

浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（平成 17 年浜松市規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外施設)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 4 号の規則で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。</p> <p>(1) 事業者がその事業活動に伴って生じる廃棄物を自ら処理するために設置する廃棄物の処理施設のうち、当該廃棄物を生じる工場又は事業場の敷地内に設置するもの</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 市が設置する一般廃棄物の処理施設</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(適用除外施設)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 4 号の規則で定める施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。</p> <p>(1) 事業者がその事業活動に伴って生じる廃棄物を自ら処理するために設置する廃棄物の処理施設</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 市が設置する廃棄物の処理施設</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>法第 9 条の 9 第 1 項若しくは法第 15 条の 4 の 3 第 1 項の認定を受けた者又は当該認定を受ける見込みがある者として市長が別に定めるところにより認める者（これらに準じる者として市長が別に定めるところにより認める者を含む。）が当該認定に係る処理の用に供するために設置する廃棄物の処理施設</u></p> <p>(8) <u>法その他の廃棄物の再生利用、廃棄物の再資源化その他の資源循環の促進に関する法令の規定による指定、認定、登録その他の処分（市長が認めるものに限る。以下この号において同じ。）を受けた者又は当該処分を受ける見込みがある者として市長が別に定めるところにより認める者</u></p>

(これらに準じる者として市長が別に定めるところにより認める者を含む。)が当該処分に係る事業の用に供するために設置する廃棄物の処理施設（市長が認めるものに限る。）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前までに浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成17年浜松市条例第29号）第5条の規定により事業計画書を提出された又は提出されるべきであった廃棄物処理施設の設置等については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（あらし）

この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による廃棄物の広域的処理に係る特例の認定に係る処理の用等に供する廃棄物処理施設の設置に係る手続の特例について定めるものです。